



マテリアリティの再整理 : 4概念を切り分ける

國部, 克彦

(Citation)

神戸大学経営学研究科 Discussion paper, 2026・14:1-17

(Issue Date)

2026-07

(Resource Type)

technical report

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100505587>



Graduate School of
Business Administration

KOBE
UNIVERSITY



ROKKO KOBE JAPAN

2026-14

マテリアリティの再整理

—4概念を切り分ける—

國部 克彦

Discussion Paper Series

要旨

サステナビリティ開示基準の導入にあたって、現在の実務ではマテリアリティが適切に適用されていない。その主な原因はマテリアリティ概念の誤解にあると考えられるため、本稿では、マテリアリティをその歴史的出自と機能に基づいて再整理する。現在の通説であるインパクト・マテリアリティと財務マテリアリティの二分法では、財務マテリアリティの中に異なる概念が混在しているため、この二分法を改め、①インパクト・マテリアリティ、②価値創造のマテリアリティ、③サステナビリティ開示のマテリアリティ、④財務諸表のマテリアリティの4つに分類することを提唱する。さらに、インパクト・マテリアリティを広義と狭義に分け、マテリアリティの範囲を五層構造として示し、マテリアリティ適用の実践的指針を提供する。

Reorganizing Materiality: Distinguishing Four Concepts

Katsuhiko Kokubu

Abstract

In introducing sustainability disclosure standards, materiality is not currently being applied appropriately in practice. Since the main reason for this appears to lie in misunderstandings of the concept of materiality, this paper reorganizes the concept on the basis of its historical origins and functions. Under the prevailing dichotomy between impact materiality and financial materiality, different concepts are conflated within financial materiality. This paper therefore proposes replacing this dichotomy with a fourfold classification: (1) impact materiality, (2) value-creation materiality, (3) sustainability disclosure materiality, and (4) financial statement materiality. It further distinguishes impact materiality in a broad sense from impact materiality in a narrow sense, presents the scope of materiality as a five-layer structure, and provides practical guidance for applying materiality.

1. マテリアリティの意義

サステナビリティ情報の開示が自主的な実務から法的強制力をともなった制度開示へ移行し、マテリアリティ/重要性の意義は著しく高まっている。国際的に制度化されつつあるサステナビリティ開示基準は、すべての情報を一律に開示させる仕組みではない。最終判断は、原則主義に基づいて、企業の判断に委ねられる構造になっている。日本で適用されるサステナビリティ開示基準である SSBJ 基準は、基準が具体的な開示項目を列挙している場合であっても、情報に重要性がなければ開示する必要はないとしている。つまり、マテリアリティが、膨大なサステナビリティ情報の中から開示すべき情報を選別し、制度開示を実務的に成立させる中核原則として位置づけられている。

ところが、一方でマテリアリティをめぐる実務は極めて混乱している。マテリアリティを「インパクト・マテリアリティ」と「財務マテリアリティ」の2つに分ける理解が広く普及しているが、それらの中にさらに複数の異なるマテリアリティ概念が含まれているため、この単純な2分法が実務でのマテリアリティの理解と適用を著しく困難にしている。しかも、この問題は、理論的にも解明されていないため、マテリアリティについて誤解していたり、混乱していたりすることに気づけないケースも少なくない。

典型的な誤解は、企業が統合報告書等で開示しているマテリアリティの特定を、そのままサステナビリティ開示基準上の重要性判断に利用できると考えることである。しかし、統合報告書等で開示されるマテリアリティは、企業経営にとっての重要課題を特定する方法であって、サステナビリティ開示基準が求める情報の重要性を判断する方法ではない。この相違を認識しないままサステナビリティ開示が導入されれば、マテリアリティが機能せず、必要のある情報が開示されず、必要のない情報が開示され、開示制度が形骸化してしまう危険がある（國部、2026）。

本稿は、この問題を解決するために、異なるマテリアリティ概念をその歴史的出自と機能に即して再整理することを目的とする。なお、「マテリアリティ」は、日本のサステナビリティ基準や会計基準では「重要性」と訳されるため、本稿では「マテリアリティ」という用語を基本としながら、日本の基準に言及する場合は「重要性」という用語も併用する。なお、この2つが同じ概念かどうか、一つの論点になる。

2. マテリアリティ 2 分法の限界

現在のマテリアリティの定義として、最も包括的で、しかも法的根拠のあるものは、2023年に公表されたEUのESRSであろう。ESRSは、インパクト・マテリアリティと財務マテリアリティからなるダブル・マテリアリティをサステナビリティ報告の基礎におき、そのいずれか一方の観点から重要な（マテリアルな）サステナビリティ事項を報告対象としている。このインパクト・マテリアリティと財務マテリアリティの2分法がマテリアリティに関する現在の一般的な理解となっている。

ESRS 1 はインパクト・マテリアリティと財務マテリアリティを以下のように定義している。前者がインパクト・マテリアリティ、後者が財務マテリアリティの定義である。

サステナビリティ事項は、短期、中期または長期にわたり、企業が人々または環境に及ぼす重要な、顕在的または潜在的な、ポジティブまたはネガティブなインパクトに関係する場合、インパクトの観点からマテリアルである。

(ESRS 1, 43)

財務マテリアリティの評価は、一般目的財務報告書の主要な利用者が企業に資源を提供することに関する意思決定を行う際に、マテリアルであると考えられる情報を識別することを意味する。特に、情報を省略し、誤表示し、または不明瞭にすることによって、企業のサステナビリティ報告に基づいて主要な利用者が行う意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合、その情報は一般目的財務報告書の主要な利用者にとってマテリアルであるとみなされる。

(ESRS1, 48)

インパクト・マテリアリティは、企業が自らの事業活動およびバリューチェーンを通じて、人々または環境に及ぼす重要なインパクトである。このインパクトには、ポジティブなインパクトとネガティブなインパクトがあるとされるが、気候変動のような地球環境の保全という観点からすれば、ネガティブなインパクトが中心となる。

これに対して、財務マテリアリティの定義は、対象範囲を広く、何が財務的に重要かを特定する基準を与えてはいない。この定義は、会計基準におけるマテリアリティの定義を基礎にしており、IFRS/ISSB 基準および SSBJ 基準とも原則的に整合しているので、日本でも同じ問題に直面する。会計であれば、その範囲は会計における認識・測定範囲に限定されるが、サステナビリティではそうはいかない。しかも、サステナビリティ事項は財務諸表の連結の範囲も超えると規定されているから、この定義だけでマテリアリティを決定することは著しく困難である。

マテリアリティをインパクト・マテリアリティと財務マテリアリティの2つに分類する考え方は、これまでのマテリアリティをめぐる多様な基準、ガイダンスそして実務に根差している。その考え方は、すでに2019年のEUの「気候関連情報報告のガイドライン」に見られるが、その理論的な概念整理は、それまで、それぞれ特徴のあるマテリアリティ概念を軸にサステナビリティ報告を国際的に牽引してきた有力5団体（CDP、CDSB、GRI、IIRC、SASB）が2020年に公表した共同報告書（CDP et al., 2020）にまとめられている。

このサステナビリティ報告5団体によるマテリアリティの概念整理が、マテリアリティの理論的な整理として、その後のマテリアリティに関する一般的な理解に大きな影響を与

えているので、その分類の内容を詳しく検討していくことにしたい。サステナビリティ報告5団体も、マテリアリティは2つに区分できるとして、以下の定義を示している。

a. 企業は、経済、環境および人々に対する**組織の重大なインパクト**、ならびにそれらがステークホルダーにとって有する重要性(importance)に基づいて、開示にとってマテリアルなサステナビリティ・トピックを決定する。その結果として提供される情報は、広範な利用者および目的に資することができ、しばしば「サステナビリティ報告」と呼ばれる。

b. 企業が、主たる目的が経済的意思決定である利用者の一部（たとえば、多くの機関投資家などの財務資本の提供者）に対して情報を開示する場合、企業は、サステナビリティ・トピックの中から、**企業の価値創造にとってマテリアルなもの**の範囲を画定する。その際、そうしたパフォーマンスの一部は、すでに年次財務諸表に反映されている可能性がある。

* 太字は原文では赤字で表記

(CDP et al., 2020, p.4)

a のマテリアリティは、経済、環境および人々に対する組織の重大なインパクトと、ステークホルダーにとっての重要性に基づいて、開示すべきサステナビリティ・トピックを決定する考え方であり、インパクト・マテリアリティの伝統的な定義である。

b のマテリアリティは、一般には財務マテリアリティと理解されているものである。しかし、b のマテリアリティの定義を見ると、その中には、①経済意思決定への影響、②価値創造、③財務諸表、3つの異なる要素が含まれていることが分かる。上述した、この報告書の3年後に公表されたESRSの財務マテリアリティの定義は、会計基準との整合性をとったため、①の側面から定義されているが、サステナビリティ報告5団体の報告書は、それまで実践されてきたサステナビリティ報告実務にもとづいて理論化されている。そこで「財務マテリアリティ」と一般に理解されている概念の中には、異なる3つのマテリアリティが含まれていることを示している。

このように、サステナビリティ報告5団体の定義は、3つの異なるマテリアリティ概念の差異を重視せずに、1つの分類に落とし込んでしまったため、その差異があいまいになっている。それが後年、サステナビリティ開示が基準化される段階になって、定義が会計基準に合わせる形で統一されたため、サステナビリティ報告の世界で実践されてきたマテリアリティとは異なる内容のマテリアリティが基準の中で定義されてしまったのである。ここにマテリアリティをめぐる実務の混乱の主な原因がある。

しかし、実際には1つの概念にまとめられた3つのマテリアリティは実際に異なる形で機能しているので、実践に適合する形でマテリアリティ概念の再整理を行う必要がある。

その中身は、すでにサステナビリティ報告5団体の定義の中に含まれている、インパクト・マテリアリティ、経済意思決定に影響するマテリアリティ、価値創造のマテリアリティ、財務諸表のマテリアリティの4つである。

以下では、この4つのマテリアリティの内容について精査していく。なお、「経済意思決定に影響するマテリアリティ」は、その後のサステナビリティ基準での中心概念になるので、「サステナビリティ開示のマテリアリティ」として議論する。

3. インパクト・マテリアリティ

インパクト・マテリアリティは、サステナビリティ報告の長い歴史の中で形成され、進化してきた概念である。それは四半世紀以上にわたって、サステナビリティ報告を国際的に牽引してきたGRIによって主導されてきた。

GRIは2000年に初めてのサステナビリティ報告ガイドラインを公表したが、現代的なサステナビリティ報告のためのマテリアリティ概念を明示したのは、2006年の「サステナビリティ報告ガイドライン第3版」(G3)である。G3は、報告書に含める情報について、「組織の重大な経済的、環境的および社会的インパクトを反映するか、またはステークホルダーの評価および意思決定に実質的に影響する(substantively influence)であろう、トピックおよび指標をカバーすべきである」と定義した(GRI, 2006, p.8)。

G3は、マテリアリティを定義するために、「経済、環境および社会インパクトの重大さ(significance)」を横軸に、「ステークホルダーの評価および意思決定への影響(influence)」を縦軸にする図を示した。これを原文のまま転載したのが図1である。この2軸によるマテリアリティの評価は、後にマテリアリティ・マトリックスと呼ばれ、世界的に普及することになる。

ここで注意すべきは、横軸の意味である。G3では、その主語は組織であり、インパクトを受ける対象は経済・環境・社会である。つまり、G3のマトリックスは、組織の収益性や競争力にとって重要な課題を選ぶのではなく、逆に、組織が経済・環境・社会に与えるインパクトの重大性を、ステークホルダーの評価と合わせて特定する図であった。

ところが、次節で説明するように、実務では横軸を「企業へのインパクト」とするマトリックスが一般化するようになる。そのように変更してしまうと、図の外形は同じでも、企業が外部へ与えるインパクトから、外部課題が企業へ与えるインパクトへと、因果の方向が反転してしまうことになる。

GRIはこの混同を解消する方向で、GRIスタンダード2021年版のGRI3「マテリアルな項目」では、マテリアリティの定義を改め、マテリアルな項目を「組織が経済、環境および人々に与える最も著しいインパクトを表す項目」(GRI, 2021, p.26)とした。そして、従来の2軸からなるマテリアリティ・マトリックスを放棄し、マテリアルな項目の決定プロセスを図2のように示している。

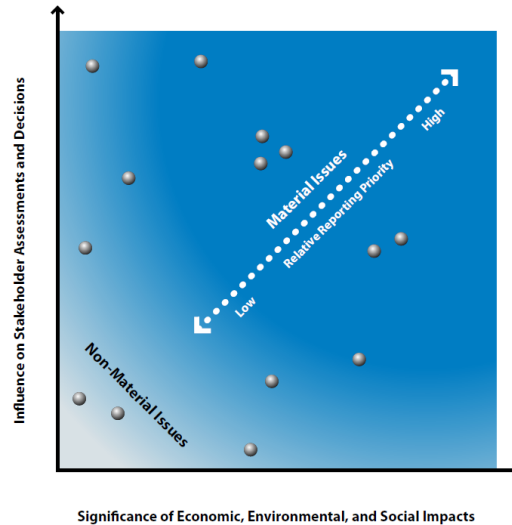


図1 GRI G3 のマテリアリティを定義する図
出所：GRI(2006) p.8.

G3 では、マテリアリティの定義（definition）と表現されていたが、GRI スタンドード 2021 年版ではマテリアリティの決定(determine)として、より明確な表現が用いられている。図 2 に示した通り、2021 年版では、組織は顕在的および潜在的なインパクトを継続的に識別し、その重大性を評価し、優先順位を付け、報告項目を決定する。ESRS のインパクト・マテリアリティは、この考え方を基本的に継承しており、インパクト・マテリアリティは同基準のサステナビリティ開示の中心概念となっている。

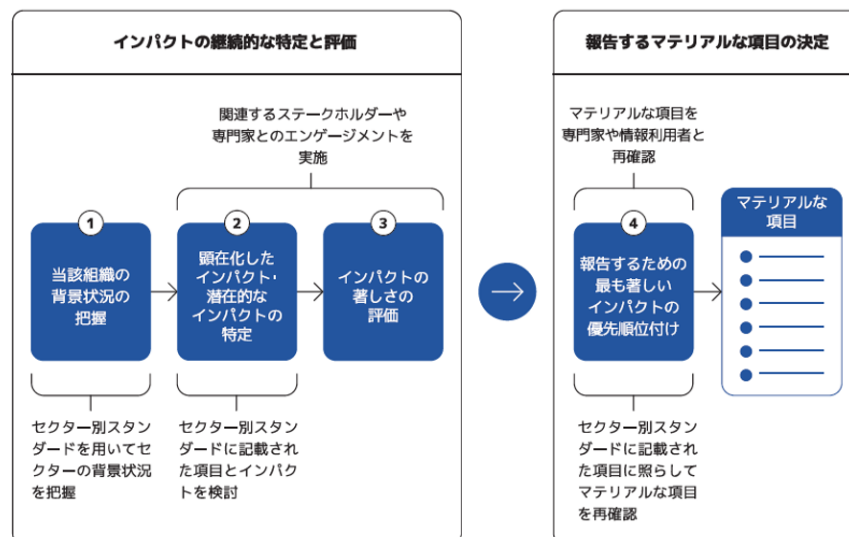


図2 GRI スタンドード（2021 年版）のマテリアルな項目の決定プロセス
出所：GRI (2021) p.7.（邦訳版から引用）

4. 価値創造のマテリアリティ

マテリアリティはサステナビリティ報告の文脈だけで発展してきたわけではない。マテリアリティに重要な影響を及ぼした活動に CSR がある。CSR は、企業に環境問題や社会問題への自主的な対応を促す政策として、2000 年代初頭に EU で採用され、世界に広まった。その後 2011 年に、EU は CSR を「企業が社会に及ぼすインパクトに対する責任」と再定義し、「企業が生じさせる可能性のあるネガティブなインパクトを特定し、防止し、軽減すること」だけでなく、「所有者・株主、その他のステークホルダーおよび社会全体のための共有価値の創造を最大化すること」までも、CSR の目的に含めた (European Commission, 2011)。

この変化は、社会・環境課題への対応を企業の義務としてだけ捉えるのではなく、企業の持続的な成長と結びつける必要があったことを示す。企業が自主的に CSR へ取り組み続けるには、それが経営戦略、競争優位、イノベーションおよび価値創造と結びつかなければならない。ここから、企業が自らの資源と能力をどの社会課題に集中させるかを対象とする新たなマテリアリティ概念が形成された。

このような考えに確固たる基盤を与えたのが、2013 年に IIRC から公表された「国際統合報告フレームワーク」であった。統合報告は、組織の戦略、ガバナンス、実績および見通しが短・中・長期の価値創造にどのようにつながるかを説明する簡潔なコミュニケーションと定義され、その指導原則としてのマテリアリティは、「組織の短・中・長期の価値創造能力に実質的に影響を与える (substantively affect) 事項」に関する情報を開示することとされた。

IIRC は、価値創造を財務資本だけに限定せず、財務資本、製造資本、知的資本、人的資本、社会・関係資本、自然資本という 6 つの資本の利用によって生み出されると捉え、その観点から統合報告を体系化した。したがって、価値創造のマテリアリティは、社会・環境インパクトや財務的影響とは次元を異にするものである。つまり、企業がどの資本を用い、どのようなビジネスモデルを通じて、誰にどのような価値を創造するかを決定する経営戦略を選択するためのマテリアリティなのである。

価値創造のマテリアリティを理論的に支えたのが、マイケル・E・ポーターとマーク・R・クラマーが提唱した Creating Shared Value (CSV、共通価値の創造) である (Porter and Kramer, 2011)。CSV は、社会的ニーズや社会問題に対応することによって社会的価値を生み出すと同時に、企業の経済的価値を創造する経営戦略の方法で、社会への利益と企業への利益を二者択一とせず、両者が相互に強化される事業領域を見いだすことを求めている。

ポーターの指導の下で CSV を経営に組み込んだ代表的な企業にネスレがある。ネスレは、栄養、水、農村開発等を自社事業と社会課題が交差する重点領域とし、CSV を企業戦略の中心に据え、その活動は世界から注目を浴びた。同社は、サステナビリティ報告書

を CSV 報告書と名付け、2011 年版の報告書（Nestlé, 2012）からマテリアリティ・マトリックスを導入した。その図を原文転載したものが図 3 である。



図 3 ネスレのマテリアリティ・マトリックス

出所：Nestlé (2012) p.48.

ネスレのマテリアリティ・マトリックスは、G3 のマトリックスと類似しているが、横軸は組織の「経済、環境および社会インパクトの重大さ」ではなく、「ネスレに対する現在および将来的に増大するインパクト」に変更されている。そこでは企業はインパクトを与える主体ではなく、社会・環境課題から影響を受ける対象として位置づけられている。

この変更は、単なる表現の違いではない。G3 が、組織が外部へ及ぼす重大なインパクトを対象とするのに対し、ネスレは逆に自社にとって重要なインパクトを対象とするのである。それは、当然企業にとって価値創造の対象となる。ちなみに、ネスレは 2018 年の報告書（Nestlé, 2019）から横軸の名称を「ネスレの成功に対するインパクト」と改称しており、この考え方をより鮮明に打ち出している。

このように、ネスレのマテリアリティ・マトリックスは、価値創造の視点から重点項目をマトリックス化したものであり、GRI が目指すマテリアリティ・マトリックスとは外形的には類似していても、本質的な方向性が異なっている。そして企業実務としては、G3 のマテリアリティ・マトリックスではなく、ネスレ型の価値創造のマテリアリティ・マトリックスが、統合報告書の普及とあいまって、世界的に企業実務として広がっていくことになる。そして前述したように、これが、後年 GRI がマテリアリティ・マトリックスを放棄する原因にもなる。

日本でも、統合報告書や価値共創の考え方は、経済産業省が積極的に支援したこともあって（経済産業省、2022）、幅広く普及している。そして、マテリアリティ・マトリッ

クスとしては、価値創造を主眼としたマトリックスが掲載されることが多い。図4はそのような企業の代表例であるキリンホールディングスが2026年版の有価証券報告書で開示しているグループ・マテリアリティ・マトリックスである。キリンホールディングスのマトリックスも、縦軸を「ステークホルダーへのインパクト」、横軸を「グループ事業へのインパクト」として、様々なサステナビリティ課題を配置している。

この価値創造のマテリアリティ・マトリックスは、企業が社会課題を経営戦略へ統合し、経営資源をどの重点領域へ配分するかを示したものである。したがって、投資家に与える情報価値も非常に大きい。特に、日本では実務にも広く普及しているため、「マテリアリティ」と言えば、この価値創造型のマトリックスが想起されることが多い。

しかし、この価値創造のマテリアリティは、先に示したESRSの定義を見れば明らかなように、サステナビリティ開示基準で想定するマテリアリティとは全く異なるものである。したがって、このタイプのマテリアリティを特定しても、サステナビリティ開示情報の選別には使用できない。ところが、価値創造のマテリアリティは、経営者にとっても、投資家にとっても有用性が高く、これをサステナビリティ開示のマテリアリティに変更することは望ましいとは思われない。したがって、問題はこの2つのマテリアリティをどのように併用していくかにある。

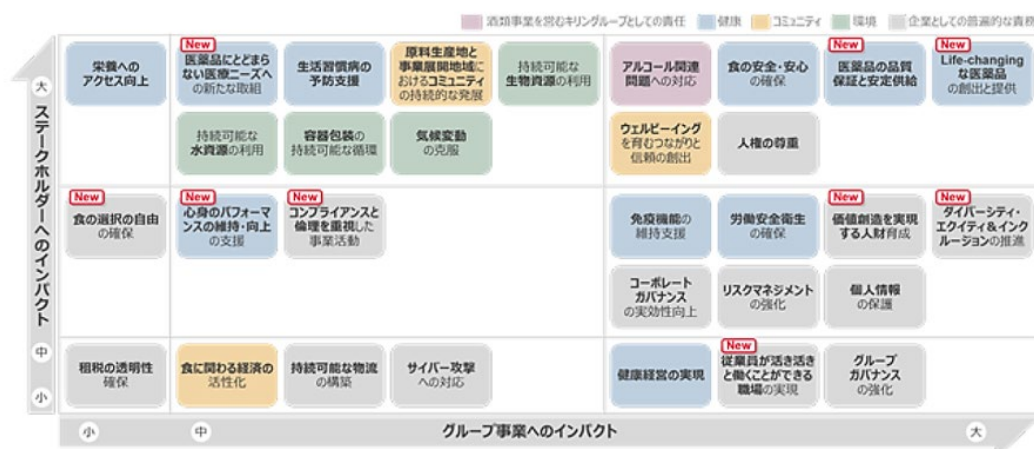


図4 キリンホールディングスのグループ・マテリアリティ・マトリックス
出所：キリンホールディングス(2026) p.13.

なお、年次報告書における価値創造情報の開示は、制度的に要求・推奨されている情報である。EUでは、EU会計指令(Directive 2013/34/EU)において、年次報告書の「経営報告書(management report)」の中で、「主要な無形資源に関する情報を報告し、企業の事業モデルがそれらの資源に基本的にどのように依存しているか、またそれらの資源がどのように企業の価値創造の源泉になっているかを説明しなければならない」(Article 19(1))と規定している。

イギリスでは、財務報告を所管する FRC が、「戦略報告書」（EU の「経営報告書」に相当）における情報開示ガイダンスを発行し、ビジネスモデルの記述において価値創造の重要性を強調している（FRC, 2026）。IFRS 財団の IASB も、財務諸表に付随する「経営者による説明（management commentary）」において、「企業のビジネスモデルがどのように価値を創造し、キャッシュ・フローを生み出すかを理解できる情報」（IASB, 2025, Chapter 8, para. 8.5）の提供を求めている。

日本の金融庁も、有価証券報告書における『記述情報の開示に関する原則』を公表し、「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」において開示すべき経営方針や経営戦略等は、「企業がその事業目的をどのように実現していくか、どのように中長期的に企業価値が向上するかを説明」（金融庁, 2019, p.1）するものとしている。さらに、価値創造情報はコーポレートガバナンスの文脈でも重視され、コーポレートガバナンス・コードの基本原則 2 では、「上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである」（東京証券取引所, 2026）と示されている。

このように企業報告書における価値創造情報の開示は、決して自主的な企業慣行ではなく、行政側から強い要求がなされ、企業側もそれに応えて実務が充実しつつある状況にあると言える。しかし現在のネスレは、ESRS への対応を念頭に、リスク・機会・インパクトについて項目ごとのダブル・マテリアリティの評価図を開示し（Nestlé, 2025a）、CSV 報告書（Nestlé, 2025b）では従来のマテリアリティ・マトリックスを掲載していない。このような方針変更が、企業報告の文脈全体の中で望ましいものであるかどうかは、今後重要な議論の対象となろう。

5. サステナビリティ開示のマテリアリティ

GRI や IIRC が対象とした報告書は、サステナビリティ報告書でも統合報告書でも企業の自主的な報告書による開示であったが、その後サステナビリティ情報開示の義務化の動きが活発になる。EU では、2014 年に非財務情報開示指令（NFRD: Directive 2014/95/EU）を制定し、対象となる企業に環境・社会情報を含む非財務情報の開示を求め、2022 年に企業サステナビリティ報告指令（CSRD: Directive (EU) 2022/2464）を制定して制度を強化・拡充し、CSRD に基づく開示基準として ESRS を策定した。

日本に直接影響する国際的な動向としては、2015 年に金融安定理事会（FSB）が設置した TCFD が重要である。TCFD は、2017 年に最終提言をまとめ、年次財務報告書での気候関連情報開示の必要性を訴え、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標を 4 つのコアコンテンツとする開示枠組みを公表した（TCFD, 2017）。

TCFD の提言と機能は、その後、国際財務報告基準を開発する組織である IFRS 財団に引き継がれ、IFRS 財団は ISSB を設置して、2023 年にサステナビリティ開示の『全般的

要求事項』（IFRS S1）と『気候基準』（IFRS S2）を公表する。これを受けて、日本でも財務会計基準機構（FASF）がSSBJを設置し、2025年に、ISSB基準に準拠した、サステナビリティ開示の『適用基準』、『一般基準』、『気候基準』を公表したのである。これらのサステナビリティ開示基準は、原則主義の考え方が貫かれ、マテリアリティはその中心に据えられている。

IFRS S1では、マテリアリティを「概念的基礎」の一つとして位置づけ、以下のように定義している。

サステナビリティ関連財務開示の文脈において、情報は、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりしたときに、一般目的財務報告書の主要な利用者が、財務諸表及びサステナビリティ関連財務開示を含む、特定の報告企業に関する情報を提供する当該報告書に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与える（influence）と合理的に見込み得る場合には、マテリアルである。

（IFRS S1, 18）

この定義をみれば明らかなように、IFRS S1のマテリアリティは、サステナビリティ開示の対象情報を選別する基準として位置づけられている。また、この定義には、環境や社会への影響の大きさを対象とするインパクト・マテリアリティは含まれておらず、財務報告書の利用者の意思決定に影響するマテリアリティが対象となっている。これはESRSでは財務マテリアリティと呼ばれるものであり、両者の定義は前述のように基本的に整合性が取られている。

しかし、IFRS/ISSB基準およびSSBJ基準の定義には、IIRCの定義とは異なり、価値や価値創造に関する言及はない。これは偶然ではなく意図的な対応で、IFRS/ISSB基準は、企業価値(enterprise value)という用語を使用していないことについて、IFRS財団の国際会計基準と整合性を持たせるためと説明している（IFRS S1, BC67）。しかし、これは国際会計基準との整合性をとるためであって、サステナビリティ開示の立場から生じた理由ではないことには注意が必要である。

なお、SSBJ基準のマテリアリティの定義もIFRS S1と同じである（『適用基準』第4項（7））。ただし、SSBJ基準では、日本の会計基準と同様に、「マテリアリティ」ではなく「重要性」という用語を用いている。そのため、日本では「マテリアリティ」と「重要性」は違うという議論があるが、IFRS/ISSB基準とSSBJ基準の関係でいえば、IFRS/ISSBの「マテリアリティ」とSSBJ基準の「重要性」は同じである。ただし、GRIやIIRCの「マテリアリティ」とは異なっている。

このように、IFRS/ISSB基準およびSSBJ基準は、マテリアリティをサステナビリティ開示の中核原則として位置づけている。しかし、基準が示すのは、主要な利用者の意思決定への影響を判断する際に考慮すべき要因や参考にすべきガイドラインまでであり、個々

の情報について開示の有無を最終的に判定する基準までは設定していない。しかも、情報利用者の意思決定モデルも示されていないから、基準とその関連文書だけから、企業がマテリアリティの判断を実施することは極めて困難である。

サステナビリティ開示基準のマテリアリティと IIRC の価値創造のマテリアリティと比較してみると、価値創造のマテリアリティは企業の価値創造に重要かどうかが起点であるのに対して、サステナビリティ開示基準のマテリアリティは情報利用者にとっての有用性が起点であるため、根本的な視座が違う。したがって、先にも述べたように、価値創造のマテリアリティを用いて、サステナビリティ開示基準のマテリアリティは評価できないのである。

6. 財務諸表のマテリアリティ

財務諸表のマテリアリティは、サステナビリティ報告よりはるかに長い歴史を持つ会計実務の中で形成されてきた。会計は、企業が行うすべての経済行為を取引として記録し、計算する制度であるが、そのすべての取引を同じ精度で実施することは合理的ではない。しかも、そのすべてを財務諸表で開示することは原理的に不可能である。そこで、会計情報選別の基準としてマテリアリティの原則が、長い年月をかけて実務の中で形成され、それが原則化されている。

日本の会計制度では、マテリアリティは、企業会計原則注解の「注 1 重要性の原則の適用について」で説明されている。同注解は、企業の財務内容を明らかにし、利害関係者の判断を誤らせないことを前提として、重要性の乏しいものには、本来の厳密な会計処理に代えて簡便な方法を用いることを認めており、この原則は会計処理だけでなく財務諸表の表示にも適用される。

国際会計基準（IAS 1）では、マテリアリティは、日本の重要性の原則よりも、より広い視点から以下のように定義している。

情報は、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりしたときに、特定の報告企業に関する財務情報を提供する一般目的財務諸表の主要な利用者が当該財務諸表に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与えると合理的に見込まれる場合にはマテリアルである。

(IAS 1, 7)

先に示した IFRS/ISSB 基準のマテリアリティの定義は、この IAS 1 の定義に準拠して作成されたものである。したがって、対象を財務諸表とするか、サステナビリティ関連財務開示にするかの違いを除けば、基本的に同じである。しかし、定義は同じでも、サステナビリティ開示のマテリアリティは、財務諸表のマテリアリティと内容を異にする。この点について、IFRS S1 は以下のように説明している。

サステナビリティ関連財務開示に関するマテリアリティの判断は、財務諸表におけるマテリアリティの判断と必然的に異なるものとなる。異なるマテリアリティの判断が必要であるのは、サステナビリティ関連財務開示と財務諸表とは、それぞれ固有の目的を果たし、報告企業に関する異なる種類の情報を提供するためである。

(IFRS S1, BC69)

つまり、「サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報は、資産及び負債の定義並びにそれらの認識基準による制約を受けない」(SSBJ『適用基準』BC109)のである。したがって、サステナビリティ開示におけるマテリアリティは、定義は会計基準と同じでありながら、しかも同じ財務報告書での開示対象であるにもかかわらず、財務諸表ではマテリアルではない項目も含みうるようになっており、両者の間に緊張関係が生じているのである。

7. マテリアリティの新しい分類

これまでの検討から、インパクト・マテリアリティと財務マテリアリティという2分類では、マテリアリティ概念を正確に分類することはできず、少なくとも4つの概念に分類することが適当であることが明らかにされた。それは、①インパクト・マテリアリティ、②価値創造のマテリアリティ、③サステナビリティ開示のマテリアリティ、④財務諸表のマテリアリティの4つである。この②、③、④が異なる概念であるにもかかわらず、「財務マテリアリティ」という一般的な理解の中に含まれていたことが、マテリアリティ概念の混乱の根源であった。

マテリアリティを実際に利用する際には、概念的な整理だけでなく、その範囲についても整理しておくことが有用である。ただし、この4つのマテリアリティ概念は、これまで見てきたようにその歴史的出自を異にしながら、相互に絡み合っている。そのような概念の範囲を厳密に分類することは不可能ではあるが、その限界を前提としたうえで、実務的な指針として、視覚的に整理しておくことにしたい。

①インパクト・マテリアリティから考えていこう。インパクト・マテリアリティは、企業の範囲を超えて、環境・社会に関わるものであり、地球全体に関わる概念でもある。したがって、マテリアリティの範囲としては、最も大きなものになると考えられる。ただし、これを、企業が与えるインパクトとして考えると、企業の範囲に限定される。したがって、インパクト・マテリアリティの対象は、環境・社会全体に関わる広義のインパクト(①a)と、狭義の企業が及ぼすインパクト(①b)に分けることができる。

次に、①インパクト・マテリアリティと②価値創造のマテリアリティの範囲を考えよう。環境・社会全体を考えれば、①a 広義のマテリアリティが②価値創造のマテリアリティを包含する。一方、企業の範囲に絞って考えれば、サステナビリティ関係の人的資本、社

会・関係資本、自然資本が、IIRC が考える 6 つの資本の中に含まれていることから、①b 狭義のインパクト・マテリアリティは②価値創造のマテリアリティの範囲内に含まれると考えられる。

③サステナビリティ開示のマテリアリティについては、IFRS/ISSB 基準および SSBJ 基準のマテリアリティ（ESRS の財務マテリアリティ）について考えれば、①b 狭義インパクト・マテリアリティの中で、情報利用者の意思決定に影響を与えるものになるから、①b の範囲内に収まると考えてよいであろう。さらに④財務諸表のマテリアリティは、サステナビリティ開示のマテリアリティよりもその範囲が狭くなるので、③の中に含めても問題はないであろう。

なお、ESRS を開発した EFRAG は、インパクト・マテリアリティと財務マテリアリティを包含関係ではなく、対置関係に捉える理解を示しているが（EFRAG, 2024）、サステナビリティ開示の文脈では、財務マテリアリティはあるがインパクト・マテリアリティのない項目は考えにくいいため、本稿ではこの考え方は採用していない。なお、サステナビリティ開示の文脈を離れれば、インパクト・マテリアリティはないが財務マテリアリティのある項目はいくらでも考えることができ、それは主に財務諸表で開示されることになる。

さて、これまで議論してきたマテリアリティの範囲を視覚的に整理すれば、図 5 のように 5 層構造として示すことができるであろう。図 5 の①a 広義のインパクト・マテリアリティと②価値創造のマテリアリティの間が太い実線であるのは、ここがバリューチェーンを含む企業と外部との境界であることを示すためである。また、一番外側が点線になっているのは、広義のインパクト・マテリアリティの範囲を決めることはできないためである。

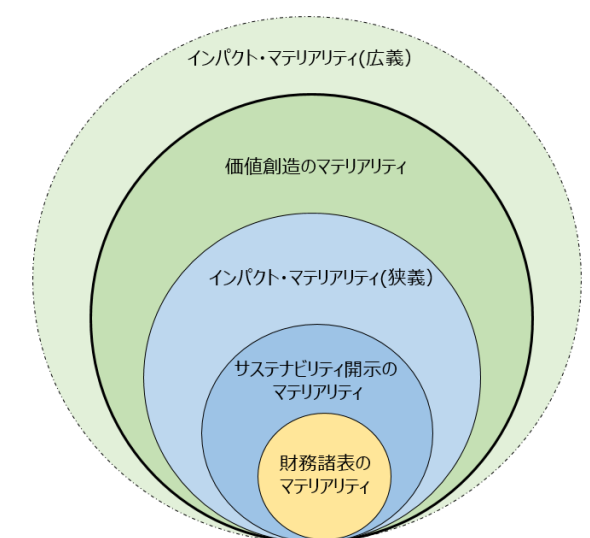


図 5 マテリアリティの 5 層構造
筆者作成

もちろん、この分類は一つの解釈であって、完全に精密なマテリアリティ概念の分類であると主張したいわけではなく、実務指針として応用可能なレベルでのマテリアリティの整理である。このように整理するだけで、混沌としていたマテリアリティの世界の視界がクリアになるはずである。

図5を見れば、明らかなように、環境・社会全体の視点から見れば、インパクト・マテリアリティが起点であり、企業の視点に立てば価値創造のマテリアリティが起点となる。このどちらかを起点にしなければ、マテリアリティは導入できない。そして、サステナビリティ開示のマテリアリティは、この両者との関係を意識したうえで、情報利用者の視点を取り入れて判断される領域になる。

これらのマテリアリティはそれぞれ決定する方法が異なる。ただし、マテリアリティ決定の方法は、100年以上の歴史をもつ財務諸表のマテリアリティ以外はすべて発展途上である。したがって、まずマテリアリティの判断についての社会的経験の蓄積から始めなければならない。それは、サステナビリティ基準が制度化されてからも同じであり、それが原則主義としての基準の本質でもある。

略語一覧

CDSB: Climate Disclosure Standards Board

CSR: Corporate Social Responsibility

CSRD: Corporate Sustainability Reporting Directive

CSV: Creating Shared Value

EFRAG: European Financial Reporting Advisory Group

ESRS: European Sustainability Reporting Standards

EU: European Union

FASF: Financial Accounting Standards Foundation

FRC: Financial Reporting Council

FSB: Financial Stability Board

GRI: Global Reporting Initiative

IAS: International Accounting Standard

IASB: International Accounting Standards Board

IFRS: International Financial Reporting Standards

IIRC: International Integrated Reporting Council

ISSB: International Sustainability Standards Board

NFRD: Non-Financial Reporting Directive

SASB: Sustainability Accounting Standards Board

SSBJ: Sustainability Standards Board of Japan

TCFD: Task Force on Climate-related Financial Disclosures

参考文献

- CDP, CDSB, GRI, IIRC and SASB (2020) *Statement of Intent to Work Together Towards Comprehensive Corporate Reporting*.
- European Commission (2011) *A Renewed EU Strategy 2011–14 for Corporate Social Responsibility*, COM (2011) 681 final, 25 October, EU.
- European Commission (2019) *Guidelines on Non-Financial Reporting: Supplement on Reporting Climate-Related Information*, EU.
- European Financial Reporting Advisory Group (EFRAG) (2024) *Implementation Guidance: Materiality Assessment Implementation Guidance*, EFRAG.
- Financial Reporting Council (FRC) (2026) *Guidance on the Strategic Report*, Financial Reporting Council.
- Global Reporting Initiative (GRI) (2006) *Sustainability Reporting Guidelines (G3)*, GRI.
- Global Reporting Initiative (GRI) (2021) *GRI 3: Material Topics 2021*, GRI.
- International Sustainability Standards Board (ISSB) (2023) *IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information*, IFRS Foundation.
- International Accounting Standards Board (IASB) (2022) *IAS 1 Presentation of Financial Statements*, IFRS Foundation.
- International Accounting Standards Board (IASB) (2025) *IFRS Practice Statement 1 Management Commentary*, IFRS Foundation.
- International Integrated Reporting Council (IIRC) (2013) *The International <IR> Framework*, IIRC.
- Nestlé (2012) *Creating Shared Value Report 2011*.
- Nestlé (2019) *Creating Shared Value and Meeting Our Commitments Progress Report 2018*.
- Nestlé (2025a) *Non-Financial Statement 2024*.
- Nestlé (2025b) *Creating Shared Value at Nestlé 2024*.
- Porter, M. E. and Kramer, M. R. (2011), “Creating Shared Value,” *Harvard Business Review*, Vol. 89, Nos. 1–2, pp. 62–77.
- Task Force on Climate-related Financial Disclosures (TCFD) (2017) *Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures*, Financial Stability Board.
- キリンホールディングス株式会社 (2026) 『有価証券報告書（第 186 期）』。
- 金融庁(2019)『記述情報の開示に関する原則』金融庁。
- 経済産業省(2022)『価値共創のための統合的開示・対話ガイダンス 2.0（価値共創ガイダンス 2.0）』経済産業省。

國部克彦(2026)「サステナビリティ開示基準はなぜ使えないのかー重要性/マテリアリティの機能不全と価値情報の欠落ー」『神戸大学ディスカッションペーパー』(2026-8)。
サステナビリティ基準委員会 (2025) 『サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」』サステナビリティ基準委員会。
東京証券取引所 (2026) 『コーポレートガバナンス・コードー会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためにー』東京証券取引所。

[2026.7.27 1426]